

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療整備対策費

### 事業名 心身障がい者歯科診療所運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：[c11230@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11230@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 7,657千円 (前年度予算額：7,633千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,633	0	0	0	0	0	0	0	7,633
要求額	7,657	0	0	0	0	0	0	0	7,657
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・岐阜県歯科医師会が開設する心身障がい者歯科診療所の運営費に対して補助を行うことにより、歯科疾患を有する障がい児(者)の歯科医療体制の整備を行う。

### (2) 事業内容

#### 【補助対象者】

岐阜県歯科医師会

#### 【補助対象となる事業内容】

- ・心身障がい者の歯科医療を確保するための心身障がい者歯科診療所の運営及び歯科衛生士確保対策に対する助成 (補助対象日数：年間 204日)

#### 【診療日数】

- ・受診者の増加に伴い、令和元年7月より診療日数を増加。

令和元年度6月30日まで：土曜日、日曜日

令和元年度7月1日より：木曜日午前、金曜日午後、土曜日、日曜日

### (3) 県負担・補助率の考え方

- ・岐阜県心身障がい者歯科診療所運営費補助金交付要綱
- ・補助率 10/10

(4) 類似事業の有無 無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	7,657	心身障がい者歯科診療所の運営費に対する助成
合計	7,657	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

「介護を必要とする高齢者や障がい児（者）に対して、定期的な歯科健診の実施、歯科治療の確保を目指した支援体制を推進します。」

「障がい児（者）・家族への口腔ケア指導、定期的な歯科健診・歯科保健指導、食事指導等を促進します。」

### (2) 国・他県の状況

・障がい者歯科診療所への運営費の補助をしている自治体とその状況

	H30 予算額	R1 予算額	実績
愛知県	9,110 千円の一部	9,110 千円の一部	H30: 診療日数 97 日 患者延べ人数 1,128 名
三重県	21,866 千円	22,216 千円	年間 90 日程度 H30: 患者延べ人数 1,943 名
富山県	12,606 千円	12,571 千円	H30: 患者延べ人数 3,069 名
石川県	4,000 千円	4,000 千円	H30: 患者延べ人数 2,810 名
福井県	10,000 千円	10,000 千円	H30: 診療日数 102 日 患者延べ人数 2,050 名

### (3) 後年度の財政負担

・心身障がい者の歯科医療を確保するため、今後も継続して補助する。

### (4) 事業主体及びその妥当性

・障がい者歯科診療所は、本事業の実施によって成立しており、事業が中止になると経営が困難となり、岐阜県歯科医師会の負担が増加する。

・岐阜県歯科医師会が開設する心身障がい者歯科診療所の運営を支援することで、歯科疾患を有する障がい児（者）に対する歯科医療提供体制の整備につながり、県負担は妥当である。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	心身障がい者歯科診療所運営費補助金
補助事業者（団体）	公益社団法人岐阜県歯科医師会 （理由）県歯科医師会には障害者歯科ネットワーク協力医制度があり、障がい者の歯科治療に関する専門知識と技術を有した歯科医師を有しているため。
補助事業の概要	（目的）心身障がい者の歯科医療体制整備を図る。 （内容）心身障がい者歯科診療所を運営する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）人件費相当額 （理由）診療に従事する歯科医療従事者の人件費
補助効果	
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）県内の障がい者歯科医療体制の維持のために、継続的な事業実施が望ましい。

### （事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>県内の障がい者歯科医療体制を維持、継続していくための支援事業であり、目標を設定することは適切ではない。</p>
---

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (H29年度末)	目標 (終期)
①	/	/	/
②	/	/	/

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	5,314千円	5,333千円	5,201千円	(予算額) 7,633千円	(要求額) 7,657千円
指標①目標					
指標①実績			(推計値)	(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	(推計値) %	(推計値) %	(推計値) %
指標②目標					
指標②実績			(推計値)	(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	(推計値) %	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

(令和元年度)
・ 診療日：毎週土曜日・日曜日 (年間 98 日間)
・ 年間延べ患者数：1,926 人

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 障がい者歯科診療を実施する歯科診療所は十分でなく、本診療所は県内の障がい者歯科において重要な役割を担っている。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○：必要性が高い     △：必要性が低い
(評価)     障がい児(者)を受け入れる歯科医療体制の整備が必要である。 ○
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)     障がい者歯科を専門とする歯科医師により、障がい児(者)が、 ○     安心安全な環境で歯科治療を受けることができる。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある
(評価)     障がい者歯科の専門スタッフによる診療は、患者や家族からの信 ○     用・協力が得られやすく、効率的といえる。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<b>継続</b> ・削減・統合・廃止
(理由) 障がい者歯科診療所は、本事業によって成立しており、事業を廃止すると診療所の経営が困難となる。県内の障がい者歯科医療体制の維持のためにも、継続して実施する必要がある。 受診者数は増加傾向にあり、障がい者の歯科診療には時間と人員が必要なことから、基準額の見直しが必要。